

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業

平成25年度

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの
標準化に係る調査・実証事業

公 募 要 領

平成25年7月

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 事務局

(株式会社 野村総合研究所)

公募要領

目次

はじめに	1
I. 委託事業の概要	2
1. 委託事業の目的	
2. 委託事業の事業主体	
3. 委託事業の対象範囲	
4. 委託事業の実施期間	
5. 応募から事業開始までの流れ	
II. 応募資格	5
1. コンソーシアムの定義	
2. コンソーシアムの構成要件	
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	
4. その他	
III. 応募手続	9
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会の開催	
IV. 審査・選定	13
1. 審査の方法および手順	
2. 審査基準	
3. 採択された場合の留意点	
V. 住宅設計における留意点	16
1. 建設地および設計住宅の規定	
2. 評価の方法および手順	
VI. 契約	20
1. 委託契約の締結、委託費の支払い	
2. 委託費の内容	
3. 経費支出の注意	
4. 知的所有権の帰属	
5. 事業者の義務	
VII. その他	24
・問い合わせ先	
・質問状	

はじめに

我が国のエネルギー消費は、住宅・ビルが約3割を占めており、特に一戸当たりのエネルギー使用量が大きく、多数に分散してしまう戸建住宅の省エネ化が課題となっています。加えて、東日本大震災以降、エネルギーセキュリティに関する国民の関心は極めて高く、住宅についてもエネルギーを地産地消する、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」（以下「ZEH」という。）への注目が高まっています。

他方、ZEHがより広く国内に普及していく観点から、技術的な課題の検証に加え、快適さの追求や、エネルギーマネジメントによる系統依存度の低減、我が国の気候・風土に合わせた住まい方、震災の経験等を踏まえ、ZEHに付加できる機能を改めて定義し、課題先進国の日本において、その解決を図りつつ、更に質の高い住まい方を探求することが必要となっています。

また、国内の新築住宅市場は縮退傾向にあり、住宅関連産業の海外（特にアジア）への進出は不可避な状況にあることから、国内におけるZEHの高付加価値化と海外展開に向けて必要な要素技術の調査をしつつ、建築や電気等に係る先端的な技術を有する大学等と、商業化のノウハウや顧客ニーズを有する民間事業者等によって、更なる技術開発を促進し、先進的なZEHの実証と、それを踏まえて、ZEHが今後備えていくべき要件や評価方法を標準化することが必要となっています。

こうした背景から、株式会社 野村総合研究所は、経済産業省資源エネルギー庁の「平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業」（以下「全体事業」という。）の一環として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）からの受託により、平成25年度「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの標準化に係る調査・実証事業」（以下「本委託事業」という。）を実施することといたしました。

本委託事業の実務を遂行するため、本委託事業の事務局「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 事務局」（以下「事務局」という。）を株式会社 野村総合研究所内に設置し、本委託事業の運営に係る連絡調整や事務手続き、採択された事業者（コンソーシアムまたは単独団体）との委託契約等を行います。

I. 委託事業の概要

1. 委託事業の目的

本委託事業では、ZEHに係る先進的な技術をいち早く市場に展開すべく、関連する技術開発や実証を推進しようとしている大学や民間事業者等の取組について幅広く提案を募り、先端的な技術を取り込んだZEHの実証および展示を目的とします。

これにより、①省エネ技術に長けた人材の育成・獲得、②ZEHプラットフォームを用いた世の中への発信、③ZEHに不可欠な産学連携の実践の場の提供、④海外展開を視野に入れた省エネ技術のパッケージ化による産業競争力の強化を目指します。

2. 委託事業の事業主体

本委託事業の事業主体は、原則として学校教育法に規定された教育機関のうち、大学（短期大学、大学院、構造改革特区で認定された株式会社立学校法人を含む）又は高等専門学校ならびに法人格を有する民間事業者および団体とのコンソーシアム（本委託事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅡ.1.を参照のこと。）を形成する事業者とします。

3. 委託事業の対象範囲

(1) 応募対象となる事業

本委託事業の目的に鑑み、先進的なZEHの設計・建築とZEHを活用した新たな住まい方に関する実証事業を応募対象とします。採択事業者は、先進的な技術を取り込んだ住宅全体の設計を行うとともに、実際にモデルハウスを建築し、実証期間において事務局が求めるデータ収集を行い、これらのデータや資料を実証終了後に提出することとします。

住宅の設計にあたっては、①エネルギー、②ライフ、③アジアの3つの観点から、“2030年の家”をテーマに実証事業の提案を募集します。詳細は、V. 住宅設計における留意点を参照して下さい。

本実証事業は、ZEHの需要家への一層の普及啓発が必要とされている背景に鑑み、別途開催を予定している経済産業省資源エネルギー庁が出展を予定する展示会と連動した形で実施します（時期は平成26年1月末頃を予定）。

なお、特定の建材、住宅設備・機器等の開発又は実証を目的とした事業は応募の対象となりませんので、ご注意下さい。

(2) 委託規模・想定採択件数

委託規模は、1件当たり1千3百万円（税抜き、但し本金額に旅費は含まない。）を上限とし、旅費も含めた具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します^(注)。

採択件数は5事業者以内を想定しています。

(注) 予算額書には旅費も含めて申請して下さい。

4. 委託事業の実施期間

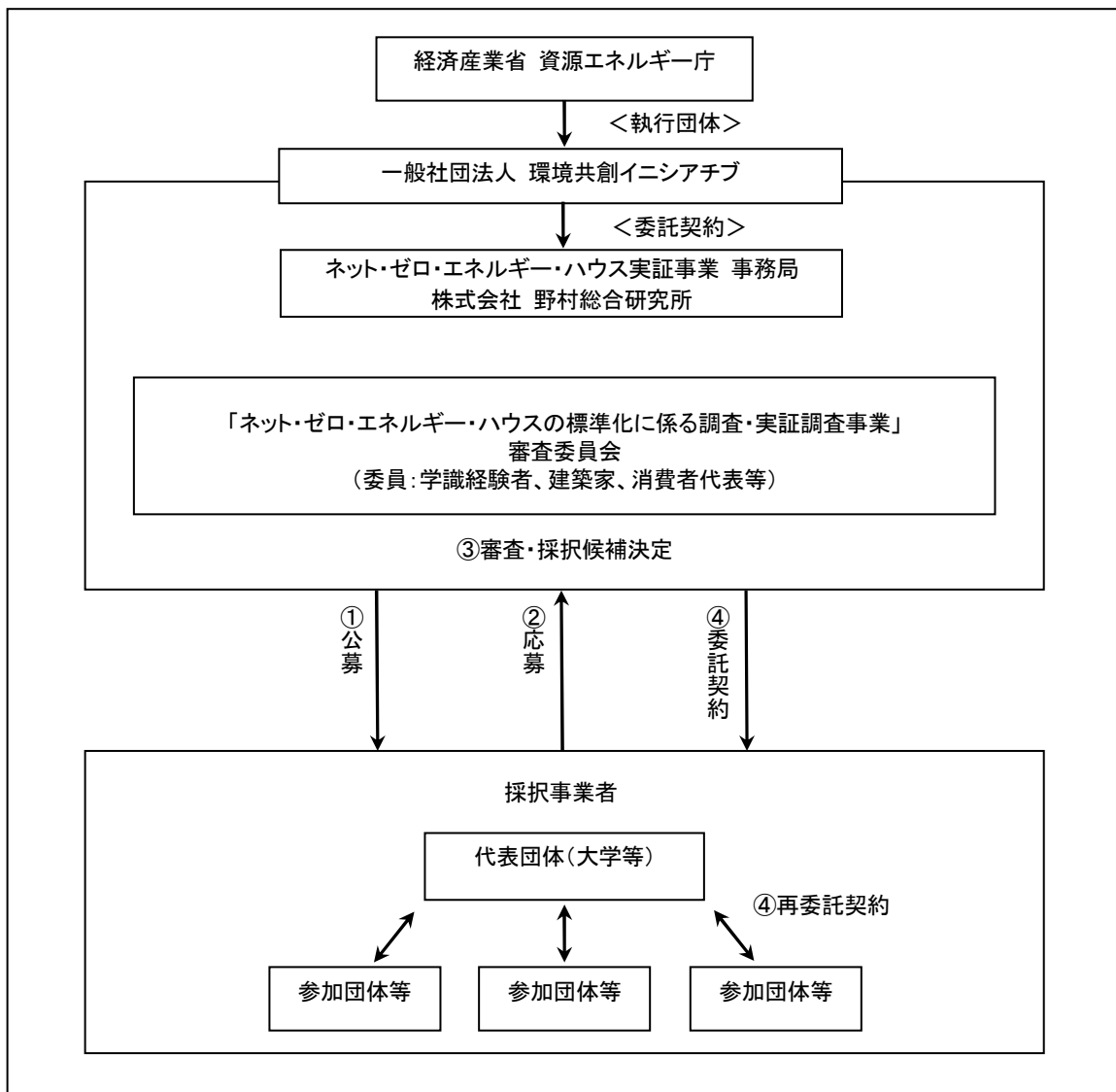
本委託事業の実施期間は、委託事業の契約締結日から事業実施報告書の作成も含めて、最長で平成26年2月28日までに完了する範囲とします。（平成26年2月28日以前に完了する形での提案も可とします。）審査等の結果、事業期間の短縮が求められた場合には、事務局と申請者との間で事業期間の変更について協議します。

代表団体から参加団体等への事業委託期間は、代表団体による参加団体等の委託金額の確定検査に要する期間に配慮し、最長でも委託事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

5. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

- ・平成25年7月8日：プロジェクト公募（下図①）
- ・平成25年7月8日～8月28日：応募（下図②）
- ・平成25年8月29日～9月17日：審査・採択候補決定、委託契約締結（下図③、④）
- ・平成25年9月18日以降：本委託事業の実施



Ⅱ. 応募資格

1. コンソーシアムの定義

本委託事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）および代表団体と本委託事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体等」という。）を一体として指します。すなわち、代表団体と本委託事業に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムには含まれません。

代表団体は、採択決定の後に事務局である株式会社 野村総合研究所と委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

なお、申請書に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点で参加団体等から除かれることは原則認められません。

2. コンソーシアムの構成要件

本委託事業への応募は、以下の構成要件すべてを満たすことが求められます。

- ① 以下の3. に示す資格要件を満たした代表団体および参加団体等によって構成されること
- ② 代表団体は、学校教育法に規定された教育機関のうち、大学（短期大学、大学院、構造改革特区で認定された株式会社立学校法人を含む）又は高等専門学校であること（民間事業者や地方公共団体、任意団体等は代表団体にはなれません。）
- ③ 参加団体等には、法人格を有する民間事業者又は団体を含むこと
- ④ 事務局からの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、すべてのコンソーシアム構成員の責任において共有すること

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表団体

代表団体は、自ら本委託事業の一部を実施するとともに本委託事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、事務局との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意して下さい。

【代表団体の資格要件】

- (i) 事務局および参加団体等との委託契約を締結できること^(注)
- (ii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること
- (iii) 本委託事業を受託できる財政的健全性を有していること
- (iv) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を代表団体に任命していること

(注) 代表団体と参加団体等とが締結する委託契約は、事務局との委託契約に準拠していただきます。

(1-1) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括する自然人で、代表団体に所属する者とします。

総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

【総括事業代表者の資格要件】

- (i) 本委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- (iii) 事務局からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、事務局からの連絡事項を周知徹底することができること

(1-2) 事務管理責任者

事務管理責任者は、委託事業の契約、経費管理および手続きを総括する自然人で、代表団体に所属する者とします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

【事務管理責任者の資格要件】

- (i) 本委託事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- (iii) 事務局からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること

(2) 参加団体等

参加団体等は、コンソーシアム構成員として代表団体の管理下において事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体等には、以下の要件を満たすことが求められます。本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意して下さい。

なお、参加団体等は複数のコンソーシアムに参加することも可とします。

【参加団体等の資格要件】

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること^(注)
- (ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること

(注) 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体等は、委託契約期間内に代表団体による委託金額の確定検査に応じる必要があります。

(2-1) 副総括事業代表者（サブリーダー）

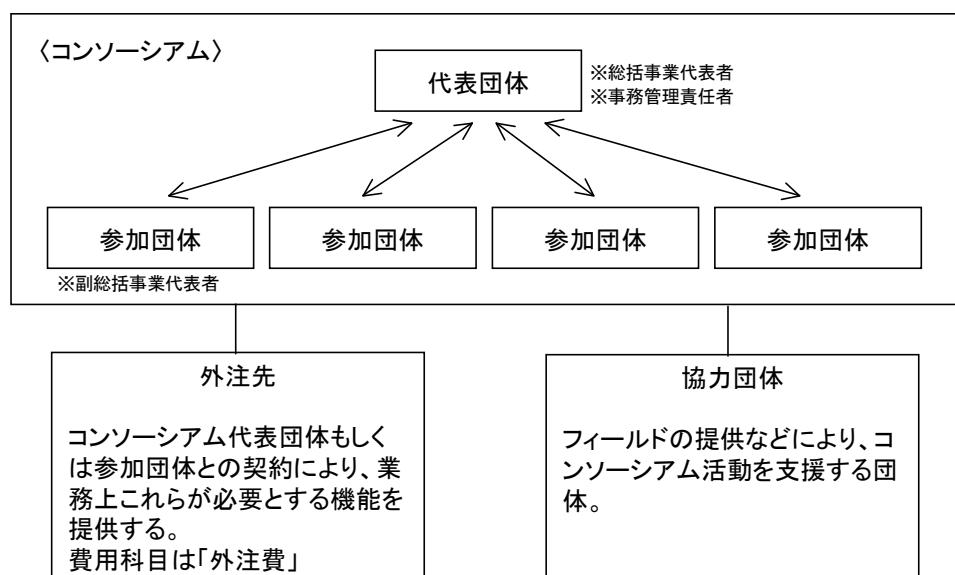
副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じてその代理を務める自然人で、参加団体等に属する者とします（代表団体以外）。

副総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

【副総括事業代表者の資格要件】

- (i) 本委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- (iii) 事務局からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、事務局からの連絡事項を周知徹底することができること

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体等、外注先、協力団体の関係



4. その他

(1) 重複応募・重複事業参画の制限

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省又は他省庁に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

本委託事業において、不適正経理等を行ったために、委託費の全部又は一部を返還させられた代表団体および参加団体等については、一定期間、経済産業省の補助事業等への参画が認められないことがあります。

Ⅲ. 応募手続

1. 応募者

応募は、事務局との委託契約を締結できる事業者（代表団体）の長が行って下さい。また、応募に際しては、事業者の長の押印が必要です。

2. 応募書類と提出部数

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出して下さい。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①公募申請書（様式1）から⑦事務管理責任者経歴書（様式7）までをセットしたものを10部、⑧申請受理票（様式8）を1部、またそれらの電子ファイルと、⑨返信用封筒1枚を併せて提出して下さい。

①から⑧の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

①公募申請書（様式1）	<10部>
②公募提案書（様式2）	<10部>
③予算額書（様式3）	<10部>
④代表団体の概要（様式4）および過去3年分の財務諸表	<10部>
⑤参加団体等の概要（様式5）	<10部>
⑥総括事業代表者・副総括事業代表者経歴書（様式6）	<10部>
⑦事務管理責任者経歴書（様式7）	<10部>
⑧申請受理票（様式8）	<1部>
※以上①～⑧の各文書を収めた電子媒体（CD-R）	<1枚>
⑨返信用封筒	<1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（80円）を貼付して下さい。

提出された応募書類は本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から⑧の各書類およびその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Wordを推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。また、応募書類の様式は、S I IのZ E H事業（ゼロ・エネルギー化推進室）のホームページ（<http://www.zero-ene.jp/zeh/index.html>）からダウンロードできますので、ご利用下さい。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成25年7月8日（月）
公募締切 平成25年8月28日（水）17時※必着
（受付は郵送もしくは宅配便のみ。）

応募書類の提出先：

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内
「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの標準化に係る調査・実証事業」係
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
TEL：03-5533-2058（出口・水石）

- ・ 応募書類は、郵送もしくは宅配便により事務局に提出して下さい（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入して下さい。申請書の様式は変更しないで下さい。

（その他の留意事項）

- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・ 採択結果は事務局より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにして下さい。

4. 公募説明会の開催

本委託事業の内容、手続きについては、以下のとおり説明会を実施いたします。

説明会への参加申込みは、7月12日（金）12時までに、h25zeh@nri.co.jp宛てに電子メールを送信して下さい。各団体につき2名を上限とし、先着順に受け付けます。なお、会場の都合上、定員になり次第申し込み受付を終了させていただきます。

①東京会場（1）

日時：平成25年7月17日（水） 受付10:00 開始10:30
（終了予定12:00）

場所：経済産業省 別館 1階 114各省庁共用会議室
東京都千代田区霞が関1-3-1
http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html

定員：30名（先着順）

②東京会場（2）

日時：平成25年7月18日（木） 受付10:00 開始10:30
（終了予定12:00）

場所：経済産業省 別館 5階 509共用会議室
東京都千代田区霞が関1-3-1
http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html

定員：30名（先着順）

③大阪会場

日時：平成25年7月19日（金） 受付14:30 開始15:00
（終了予定16:30）

場所：経済産業省 近畿経済産業局 大阪合同庁舎1号館
第1別館 3階 第4会議室
大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
<http://www.kansai.meti.go.jp/map.html>

定員：90名（先着順）

＜公募説明会のメール申込方法＞

下記のアドレスに平成25年7月12日（金）12時までにメール送信して下さい。

- ・ 申込先 : h25zeh@nri.co.jp
- ・ 件名 : ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス調査・実証事業 説明会申込
- ・ 記載内容 :
 - －開催日
 - －会場名
 - －参加者1
 - ・ 所属団体名1
 - ・ 氏名1
 - ・ メールアドレス1
 - ・ 電話番号1
 - －参加者2
 - ・ 所属団体名2
 - ・ 氏名2
 - ・ メールアドレス2
 - ・ 電話番号2

IV. 審査・選定

1. 審査の方法および手順

学識経験者等からなる「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの標準化に係る調査・実証事業 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、応募者に対してヒアリング審査を実施することがあります。

（１）審査プロセス

①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

②ヒアリング審査（追加審査）

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を、9月上旬に東京都内にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該応募者に通知します。

日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡致しますが、本委託事業に応募する全ての代表団体においては、ヒアリング審査に参加できるよう日程調整等のご準備をお願いします。なお、ヒアリング審査は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。

※日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡致します。

（２）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類作成の作成要領」を参照して下さい。
- ・審査を行う審査委員会および審査委員については、原則非公開としますが、審査委員会での協議の結果、一部公開して実施する可能性もあります。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・公募申請書類の作成、提出、ヒアリングに関する費用は、提案者側の負担とします。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択された事業者を公表するとともに、直接、当該応募者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。なお、審査の基準については、審査委員会での協議の結果、一部追加等が行われる可能性があります。

- (1) 公募事業の目的との整合性
 - ①事業の背景・目的の明確性
 - ②政策目的や公募事業の目的との整合性

- (2) 提案住宅の技術革新性等
 - ①提案内容の技術的独創性・新規性
 - ②提案内容の普及可能性（事業性・商用性）
 - ③標準化への展開可能性
 - ④見込まれる省エネルギー効果

- (3) 提案住宅の意匠性等
 - ①コンセプト・アイデアの明確性・独自性
 - ②ユーザー（一般消費者）への訴求性

- (4) 本委託事業の実施可能性
 - ①適正な実施体制の構築と役割分担の明確性
（特に大学と民間事業者の交流、学生の役割等）
 - ②財務能力・事務管理能力等の有無
 - ③スケジュールの妥当性
 - ④予算計画の妥当性

- (5) 期待される効果
 - ①学生の教育、産学連携の促進等
 - ②ユーザー（一般消費者）の省エネ意識の向上

3. 採択された場合の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に対して改めて説明を行いますが、あらかじめ次の点にご留意下さい。

- ・各採択事業者は、事業期間中、事務局の求めに応じて進捗報告を行うとともに、平成25年10月頃に中間報告会、平成26年2月頃に最終報告会にて報告いただきます。また、委託期間中および委託期間終了後に、広報への協力や成果報告会における報告等をお願いすることがあります。
- ・事業の進捗状況や審査によって、本委託事業の実施が困難と判断された場合には、途中段階で本委託事業をとりやめる場合があります。
- ・各採択事業者には、委託事業の成果を取りまとめた成果報告書を委託事業完了日までに、また委託事業の概要および委託事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を委託事業完了後の1週間以内に提出いただきます。
- ・なお、委託事業に要した経費の関連書類等について、平成25年11～12月頃には中間検査、実績報告書の提出後に確定検査を実施し、本委託事業の額を決定します。

V. 住宅設計における留意点

1. 建設地および設計住宅の規定

建設地および設計住宅については、必要最低限の条件について規定が設けられています。なお、建設地は東京で、建設期間は2週間程度、解体期間は5日間程度を想定しています。

(1) 建設地の規定

① 敷地面積

ここでいう敷地面積とは、住宅建設に必要となる建設作業に活用可能な敷地の広さを指し、各採択事業者に対し、20m×20mの敷地が用意されます。

敷地に加え、建設部材の保管等に活用するため、別途、10m×20mの保管スペースが付与されます。

② インフラの規定

各採択事業者に対し、電気、ガス、水道に係るインフラが用意されます。ただし、今後、会場等の都合により変更する可能性もあります。また、上記以外のインフラは、原則、各採択事業者が用意して下さい。会場の制約により認められない場合もありますので、事前に事務局にご相談下さい。

- ・ 電気：50A
- ・ ガス：プロパンガス30kg用ボンベ1本（※必要な場合）
- ・ 水道：200L/日（※ただし、汚水排出は不可）

③ 大型重機に関する利用ルール

各採択事業者は、事務局が用意した大型クレーン1台（20t程度を想定）を、スケジュール調整の上、住宅建設のために利用することができます。ただし、フォークリフト等、補助的に必要となる重機については各採択事業者が準備して下さい。

(2) 設計住宅の規定

① 建築面積

ここでいう建築面積とは、住宅を上空から見下ろした際の軒下等を含む水平投影面積を指します。本委託事業における設計住宅の建築面積は、一軒当たり最大150㎡とします。

② 延床面積

ここでいう延床面積とは、壁等で外部と分けられた住宅内部の実寸面積を指します。本委託事業における設計住宅の延床面積は、一軒当たり最小45㎡から最大70㎡とします。

なお、延床面積は内法計算（壁や柱の内側を基準とする計算方法）の結果に基づくものとします。

③ 高さおよび斜線制限

本委託事業における設計住宅の高さは、四方のペリメーターから5mずつ内側の時点で最大6mとします。

④ 地盤の許容地耐力

本委託事業における設計住宅の地盤の許容地耐力は、最大50kN/m²とします。

⑤ 設置可能な太陽光発電パネルの容量

本委託事業における設計住宅に設置できる太陽光発電パネルの容量は、一軒当たり最大3.5kWとします。

⑥ 居室条件

本委託事業における設計住宅は、V. 3. の評価の方法および手順にて規定される(2)計測結果による評価を可能としていただくために、以下の居室を含むことが条件となります。

- ・ リビングルーム
- ・ 寝室
- ・ 浴室・脱衣スペース・トイレ

2. 設計住宅に求めるコンセプト

本委託事業においては、“2030年の家”をテーマに、設計住宅に対して大きく以下の3つのコンセプトを求めます。これらのコンセプトを十分に考慮した上で、提案および設計を行って下さい。

(1) エネルギー

単なるZEH^(注)を実現するだけではなく、標準的な住宅に比して7～8割程度省エネを達成する。また、災害時に自立的に必要なエネルギーを供給し、最低限の生活や室内環境を維持できる。

(注) ここでは、年間での一次エネルギー消費量が正味ゼロの住宅と定義します。エネルギー消費の用途として、少なくとも暖房、冷房、換気、給湯、照明を含めるものとします。また、敷地内(オンサイト)の対策に限ります。

(2) ライフ

課題先進国日本において、その解決を図りつつ、更に質の高い住まい方を提案する(例：センサーやHEMSを活用した予防医療・健康管理、ライフスタイルの多様化(共働き、テレワーク等)への対応、地域コミュニティとのつながり等)。なお、提案・設計に際しては、課題設定を明確にすること。

(3) アジア

将来的なアジア新興国等への海外展開を見据え、アジアの気候に適合した技術を開発・実証し、新たな市場を開拓する。

3. 評価の方法および手順

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの標準化に係る調査・実証事業」の成果として、審査委員による評価および指定対象機器の計測結果、来場者アンケートに基づき、各採択事業者の設計住宅に対する評価を実施します。測定期間は1週間程度、展示期間は3日間程度を想定しています。

なお、評価の方法および手順については、審査委員会での協議の結果、一部追加・変更等が行われる可能性があります。

(1) 審査委員による評価

モデルハウス建築後、審査委員により、以下の観点からモデルハウスの評価を行います。なお、展示・測定期間は冬期ですが、審査委員による評価は夏期も含め通年を想定した評価を行います（省エネルギー効果等）。

①建築計画・施工

建築計画内容の一貫性、独創性、訴求性、施工での完成度等について評価します。

②技術

住宅に採用する技術の機能性、実用性、革新性等について評価します。

③期待効果

設計住宅による省エネルギー効果、環境・省エネ意識の啓発効果、学生の教育効果等について評価します。

(2) 計測結果による評価

モデルハウス建築後、以下の項目について実測評価を行います。なお、測定システム・機器の設置・測定等については、事務局が一括して行います。

①エネルギー

- ・ エネルギー消費量（電力消費量、ガス消費量）
- ・ 発電量
- ・ 最大消費電力

②快適性・健康性

- ・ 室温（日平均室温、上下温度分布等）（リビングルーム、寝室、浴室・脱衣スペース・トイレ）
- ・ 湿度（リビングルーム、寝室）
- ・ CO₂濃度（リビングルーム、寝室）
- ・ 採光率（リビングルーム、寝室）
- ・ 遮音性（リビングルーム、寝室）

（3）来場者アンケートによる評価

来場者が住みたい、購入したいと思う住宅一軒に投票してもらい、投票数に応じて評価を行います。

VI. 契約

1. 委託契約の締結、委託費の支払い

- ・採択候補となった事業については、事業者（代表団体あるいは単独団体）が事務局である株式会社 野村総合研究所と速やかに委託契約を締結することとします。事業者には契約に必要な書類を速やかに株式会社 野村総合研究所に提出していただくこととなります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご留意下さい。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・委託費は、委託契約に係る契約書および実施計画書に定められた用途以外には使用できません。
- ・委託費の支払いについては、原則、事業完了後の精算払いとなります。
- ・コンソーシアムの場合、代表団体が事務局と委託契約を締結した後、代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶこととなります。
- ・代表団体は、委託契約を締結するすべての参加団体等に対して委託金額の確定検査を実施する必要があります。
- ・委託契約の締結・委託費の支払いについては、後日公開される「委託契約書案」と「委託事業事務処理マニュアル」を参照下さい。

2. 委託費の内容

- ・委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。
- ・本委託事業における委託費とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの標準化に係る調査・実証事業」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアムに対して支払われるものを指します。したがって、本委託事業を実施したことに対する利益の計上は認められません。
- ・コンソーシアムの場合、代表団体は人件費、事業費、参加団体等に対する再委託費、一般管理費を、参加団体等は代表団体からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を、それぞれ計上できます。
- ・本委託事業に係る経費のうち、委託事業の契約締結日以降、委託事業完了日までに支出されたものが事業費として計上できます。なお、外注費は委託費総額の5割未満とします。
- ・計上できる経費区分は次表のとおりです。

本委託事業において計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	事業を行うために必要な出張等に係る経費（但し、国内に限る）
	会議費	事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場借料、機材借料等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、研究協力等に対する謝金等）
	備品費	事業を行うために必要な物品等（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造等に要する経費
	借料および損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約） 例） - 住宅建築の施工および解体・撤去・処理等に係る経費（事業に直接従事する者が施工等を行う場合は「人件費」として扱う） - 設備・物品等の運送 - 試料・試作品の製造 - 測定・分析・鑑定 - コンピュータープログラムの開発・改修等
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に係る経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） - 通信運搬費（郵便料、運送料等） - 文献購入費、法定検査（建築確認申請手数料等）、検定料、保険料等
再委託費	再委託費	発注者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（注）税込み単価20万円以上の機械設備等を取得又は改良等した場合には、取得財産管理明細表を作成し、財産処分等を行う場合には「財産の管理・処分に係る処理」によって事前許可を得る必要があります。

3. 経費支出の注意

上記2. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。

(2) 謝金

- ・コンソーシアム内部の有識者への支出は認められません。

(3) 一般管理費

- ・一般管理費の比率（一般管理費率）は、人件費＋事業費の合計に対する一般管理費の比率であり、代表団体（あるいは参加団体等）の決算書をもとに算出し、「一般管理費率計算書」をご提出いただきます。
- ・一般管理費率は、代表団体（あるいは参加団体等）の一般管理費率、又は10%のいずれか小さいほうの数値を上限とします。
- ・一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とします。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りではありません。
- ・一般管理費については、以下の計算方法により算出します。
一般管理費＝直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費率

(4) 消費税

- ・委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させていただきます。

4. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の3つの条件を遵守していただくことを条件に、事業者（代表団体）とすることができます。また、代表団体と参加団体等との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体等とすることができます。詳細については、委託契約時にお問い合わせ下さい。

- (1) 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を事務局を通じて国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的所有権を実施する権利を事務局を通じて国に許諾すること。
- (3) 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ実施許諾すること。

5. 事業者の義務

- (1) 事業者は、本委託事業の経費についての帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、本委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、事務局から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 本委託事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、事務局は事業者に報告を求め、又は事務局の職員が本委託事業に関する帳簿等の調査を行います。事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 事務局は、事業者が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

Ⅶ. その他

本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールかFAXでご送付下さい。

なお、問い合わせ締切りは、平成25年7月31日（水）17時※必着といたします。

<問い合わせ先>

・送付先	：メールアドレス	h25zeh@nri.co.jp
	FAX番号	03-5533-2900
・件名	：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス調査・実証事業に関する質問	

* 個人情報の取得について

本事業に関する個人情報は、「平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業」の運営支援・調査業務の遂行に利用する他、関連するセミナー、シンポジウム、パンフレット・事例集、本事業の効果検証のための調査・分析、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

<成果の公表について>

本事業によるZEHの普及促進を広く一般に紹介するため、本事業による成果を発表します。発表にあたっては、事務局が必要と認めた内容を個人情報保護に配慮した形でその公表をします。

また、野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<http://www.nri.co.jp/site/security.html>

個人情報の取り扱いについて：<http://www.nri.co.jp/site/privacy.html>

以上

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			